

平成二十三年度

税制改正のポイント(後編)

中小法人の軽減税率を含めた法人税率の引き下げをはじめ大幅な税負担軽減が実現!

雇用を税制面から後押しします

①三年間の雇用促進税制が創設され、従業員の増加一名につき二十万円の税額が控除されます。

要件は、前期から従業員(雇用保険の一般保険者)を十%以上かつ二名以上(大企業は五名以上)増加等、また前期から増加した従業員一人当たり二十万円を税額控除、控除の限度額は法人税の二十%の控除を受けることができます。(大企業は十%)

申告した税額の修正がしやすくなります

①納税者が申告した税額の減額を請求できる期間(更生の請求)を現行の一年から五年に延長されます。

グリーン投資減税が創設されます

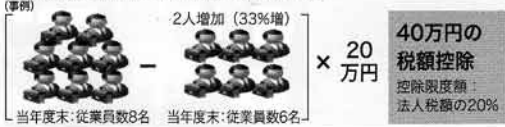
①省エネ設備等の取得に対する法人税が三年間減免されます。中小企業が省エネ設備等を取付した場合、取得価額の三十%の特別償却または七%の税額免除ができる制度を創設されます。(対象設備) 高効率工業炉、省エネ型業

雇用を税制面から後押しします

★雇用促進税制が創設されます【3年間】

従業員1人につき20万円の税額控除!

- ▶要件は、前期から従業員(雇用保険の一般保険者)を10%以上かつ2名以上(大企業は5名以上)増加等
- ▶前期から増加した従業員1人当たり20万円を税額控除 控除の限度額は法人税額の20%(大企業は10%)



業務用冷蔵庫、太陽光発電設備、ハイブリッド建機、電気自動車、高効率ヒートポンプなど

消費税の仕入税額控除制度が見直されます

課税売上高五億円以下の事業者は、引き続き一九五%ルール(売上の九五%以上が課税売上の場合)に全ての仕入れに関して仕入税額控除できる制度のことが利用可能になります。平成二十四年四月以降は、「九五%ルール」の利用は課税売上高五億円以下の企業に限定されます。

《三元》

中心市街地活性化事業 助成金制度について

～中心市街地の賑わいを支援～

市では、中心市街地活性化のため、下表内容の助成金交付を行います。 商店会・事業者・関係団体と連携・協働し、市民の理解と協力の下、中心市街地の活性化に取り組みしていきます。

【詳細・その他】

助成対象区域、助成内容や要件などの詳細については市ホームページでご確認ください。

<http://www.city.shibata.niigata.jp/>

【お問合せ】

新発田市役所商工振興課 ☎二二一三〇一 ※下表助成には、全て上限額が設定されています。



事業名	事業内容	助成内容
商業の活性化に係る事業	空き店舗等への新規出店やアーケード等の共同施設の新規設置、改設	出店に係る工事費、備品購入費、賃借料の1/2～1/4を助成 共同施設の設置、改設に係る工事費の1/3を助成
地域間交流の促進に係る事業	産地直売所やコミュニティ施設等の新規設置	設置に係る工事費の1/3を助成
歴史・文化資源の活用に係る事業	観光売店や情報展示施設等の新規設置	設置に係る工事費の1/3を助成
市民生活の向上に係る事業	共同住宅等の新規設置	設置に係る工事費の1/10を助成
中心市街地活性化のために市長が特に必要と認めた事業	中心市街地に係る調査など	調査費、市長が認める経費の1/3を助成

にいがた県共済 傷害共済に加入しましょう

- ・通院の場合は延べ日数で支払います。(ただし、ケガの種類、部位等による支払い基準で支払います。)
- ・満6歳から80歳未満の方がご加入いただけます。
- ・企業は従業員の福利増進に、個人はご家族の安心に役立つ制度です。
- ・業務中、業務外を問わず24時間おケガに対応いたします。

各共済種目の資料請求・補償の見直し・掛金の見積もり等は、新発田商工会議所 (TEL 22-2757) へ

にいがた県共済 新潟県火災共済協同組合 〒951-8133 新潟県中央区川岸町1-47-1 (県中小企業会館内) TEL.025-267-1221(代) FAX.025-233-7225

NobCollection 宝飾ブティック

ノブ・コレクション 新発田市御幸町1-2-18 TEL.(0254)24-4692

安全・親切 お客様に思いやりの心で 福祉タクシー4台保有、ホームヘルパー有資格者が、ご送迎いたします。

(株)下越タクシー (0254) 22-4714 代表

お一人様からご新婚様、ファミリーからグループ、団体旅行まで JTBはお客様の満足・感動・夢を実現します

JTB トラベル21 イオン新発田ショッピングセンター2階 お気軽に!親切・丁寧 安心・安全お任せ下さい 2Fフードコート隣 屋上中央出入口が便利 TEL:22-2801 営業時間 10:00～19:30